明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕

○平成三十年五月二十日から七月十日までの間の豪雨及び暴風雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令（一九）　二
○道路運送車両法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（二〇）　二
○道路運送車両法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（二一）　二

〔省　令〕

○日本農林規格等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（農林水産五）　四

〔告　示〕

○個人情報の保護に関する法律第五十条第一項の規定に基づき、認定個人情報保護団体の認定業務の廃止の件（個人情報保護委一）　四
○平成三十一年個人情報保護委員会告示第五号第三項に規定する別に告示で定める日を定める件（同二）　四
○保険業法第二百七十三条第一項第一号の規定による同法第百八十五条第一項の免許の失効に関する件（金融庁七）　四
○市町の境界変更の件（総務二三）　四
○農薬を登録した件（農林水産一七九）　四
○農薬の登録が失効した件（同一八〇）　四
○出願公表後に品種登録出願が拒絶された件（同一八一）　四
○消費生活用製品安全法第十八条第一項の登録の更新を行った件（経済産業一二）　五
○中小企業信用保険法第二条第五項第一号の事業者を指定する件（同一三）　五
○令和二年四月一日から令和三年三月三十一日までの一競走場当たりの年間開催日数及び年間開催回数並びに一施行者当たりの年間開催回数を定める件（国土交通五〇）　六
○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件（同五一）　七
○海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部を改正する告示（海上保安庁七）　八

〔国会事項〕

内閣　内閣府　最高裁判所　大阪府　八

〔人事異動〕

〔官庁報告〕

法　務　八

司法修習生の修習を終えた者（最高裁判所）　九

〔公　告〕

諸事項

官庁
財団、税理士懲戒処分、所得税法第一八〇条の規定に該当しなくなった外国法人関係　九
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、特別清算、再生関係　一〇
特殊法人等
厚生年金基金清算結了・清算人退任関係　二七
会社その他　二八

本号で公布された法令のあらまし

◇平成三十年五月二十日から七月十日までの間の豪雨及び暴風雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令（政令第一九号）

（内閣府本府）

1　平成三〇年五月二〇日から七月一〇日までの間の豪雨及び暴風雨による激甚災害について、中小企業信用保険法による災害関係保証の特例の適用期間を令和三年一月三一日まで延長することとした。

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇道路運送車両法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第二〇号）（国土交通省）

道路運送車両法の一部を改正する法律（令和元年法律第一四号）の施行期日は、令和二年四月一日とすることとした。

◇道路運送車両法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（政令第二一号）（国土交通省）

一　道路運送車両法施行令の一部改正関係

自動運行装置ごとに付する条件に関する国土交通大臣の権限の一部を地方運輸局長に委任することとした。（第一五条第一項第一号及び第二号並びに同条第二項第一号及び第三号関係）

二　道路運送車両法関係手数料令の一部改正関係

新規検査、継続検査、構造等変更検査又は予備検査を申請する際に納める手数料額に係る規定について、所要の規定の改正を行うこととした。（第一条第一項及び第二項関係）

三　施行期日

この政令は、道路運送車両法の一部を改正する法律の施行の日（令和二年四月一日）から施行することとした。